

3 最低生活費関係

〔参考〕

○生活保護法による期末一時扶助の創設に伴う 保護の実施要領の改正について

〔昭和35年12月22日 厚生省発社第292号
各都道府県知事指定都市市長宛 厚生事務次官通知〕

生活保護法における期末一時扶助の創設については、国民の生活慣習にかんがみ、被保護者についても年末等における特別の生活需要に応じうるため、かねてから要望のあったところであるが、今般、昭和35年度補正予算において期末一時扶助のための費用が計上されたことに伴ない、昭和33年6月6日厚生省発社第111号本職通知「生活保護法による保護の実施要領について」の一部を別紙1のとおり改正することにしたから通知する。

なお、期末一時扶助の趣旨及び取扱い、別紙2のとおりであるので、了知のうえ事務処理に遺憾なきを期されたい。

別紙1 略

別紙2

期末一時扶助の趣旨及び取扱い

第1 期末一時扶助の創設の趣旨

期末一時扶助の創設とは、一般国民の生活慣習に基づき、年末における生計費がその他の月における生計費よりも増高するところにかんがみ、新たに、いわゆる「もち代」を12月の最低生活費（生活扶助）の内容として認めたものであること。

第2 取扱いの要領

1 対象

期末一時扶助費は、すべての要保護者につき認めるべき年末の生活需要であって、従前の基準による12月分の最低生活費の額に2の基準により算定した額を加えたものを最低生活費として計上すべきものであること。したがって本年12月分の保護費がすでに支給済みである場合には、次の基準により算定した額を追給するものとする。

2 基準額

期末一時扶助費の基準額は、次のとおりであること。

期末一時扶助費の基準	1人100円（級地差、年令別、性別、世帯構成別の区別なし）
------------	-------------------------------